

【実践発表Ⅱ 宮城県】

「子どもたちの命を守る

新たな学校防災体制の構築に向けて」

宮城県教育庁 スポーツ健康課

指導主事 安田 弘秋 氏

実践発表II(13:55~14:10)

子供たちの命を守る

新たな学校防災体制の構築に向けて



宮城県学校防災体制在り方検討会議の概要

目的 最高裁の決定を受け、震災の教訓を基にこれまで進めてきた学校防災の取組について改めて検証し、既存の取組の見直しや今後新たに実施すべき取組について検討するため、昨年2月に設置

委員名簿（敬称略）

検討会議の経過

所属等	氏名
東北大学災害科学国際研究所 所長	今村 文彦 (委員長)
学校安全教育研究所 代表	戸田 芳雄 (副委員長)
多賀城市教育委員会 教育長	麻生川 敦
銀座パートナーズ法律事務所 弁護士	岡本 正
名取市立みどり台中学校 校長	平塚 真一郎
富谷市立成田中学校ささえ隊 コーディネーター	増田 恵美子

日時	議事内容
第1回 (R2.2.5)	1 報告 ・これまでの学校防災に係る取組状況 ・確定控訴審判決の概要等
	2 討議 ・学校防災の取組等について
第2回 (R2.5.25)	1 報告 ・これまでの学校防災に係る県の取組等 ・学校防災上の論点及び課題の整理
	2 討議 ・これまでの学校防災の検証等について
第3回 (R2.8.7)	1 報告 ・県内及び他県の学校防災に係る取組例 ・新たな学校防災体制構築に向けた今後の取組の方向性
	2 討議 ・今後の学校防災体制の在り方について
第4回 (R2.10.29)	1 報告 ・新任校長研修（被災地訪問型研修） ・学校防災の取組状況調査
	2 討議 ・報告書案について

大川小事故訴訟の確定判決における学校防災上の指摘

- 1 学校が安全確保義務を遺漏なく履行するために必要とされる知識及び経験は、地域住民が有している平均的な知識及び経験よりも、遙かに高いレベルのものでなければならない。
- 2 学校が津波によって被災する可能性があるかどうかを検討するに際しては、津波浸水域予測を概略の想定結果と捉えた上で、実際の立地条件に照らしたより詳細な検討をすべき。
- 3 学校は、独自の立場から津波ハザードマップ及び地域防災計画の信頼性等について検討すべき。
- 4 学校は、危機管理マニュアルに、児童を安全に避難させるのに適した避難場所を定め、かつ避難経路及び避難方法を記載すべき。
- 5 教育委員会は学校に対し、学校の実情に応じて、危機等発生時に教職員が取るべき措置の具体的内容及び手順を定めた危機管理マニュアルの作成を指導し、地域の実情や在校児童の実態を踏まえた内容となっているかを確認し、不備がある時にはその是正を指示・指導すべき。

令和元年10月10日の最高裁決定により確定した控訴審判決において、学校における事前防災の重要性や、災害から児童生徒等の命や身の安全を確保するために教育委員会や学校が、法に基づいて当然負うべき「安全確保義務」について厳しく指摘

東日本大震災後における学校防災の取組

対象	基礎的な防災知識の習得・意識付け	様々な状況での判断力の養成	命を守る行動力の養成
学校	教職員等	みやぎ学校安全基本指針・学校防災マニュアル作成ガイド・学校再開ハンドブックの作成 (H24～)	安全担当主幹教諭及び防災主任の配置 (H24～)
		学校安全教育指導者研修会 (H21～)	安全担当主幹教諭及び防災主任研修会 (H24～)
		教職員研修計画における防災教育 (初任者研修, 中堅教諭等資質向上研修, 新任教頭研修会等)	避難訓練指導パッケージ (東北大学との共同研究) (R1～)
		被災地訪問型研修 (新任校長) (R2～)	防災指導者研修会 (自然の家主催, 中堅教諭等資質向上研修対象) (H28～)
		未来へつなぐ学校と地域の安全フォーラム (H27～)	災害時学校支援チームみやぎ (R1～)
		防災教育だより (ぼうさい福袋) の発行 (H24～)	
	児童生徒等	防災教育副読本等の発行 (H25～)	防災ジュニアリーダー養成事業 (H29)
			防災キャンプ推進事業 (H24～)
		防災教育推進協力校事業 (H26～)	
		学校安全総合支援事業 (国委託事業) (H24～)	
自然の家における防災教育プログラム・出前講座 (H23～)			
地域等との連携	安全教育総合推進ネットワーク会議 (H25～)	【再掲】防災キャンプ推進事業 (H24～)	
	【再掲】未来へつなぐ学校と地域の安全フォーラム (H27～)		
	【再掲】防災教育推進協力校事業 (H26～)		

過去3年における学校防災の取組状況調査を実施

調査概要

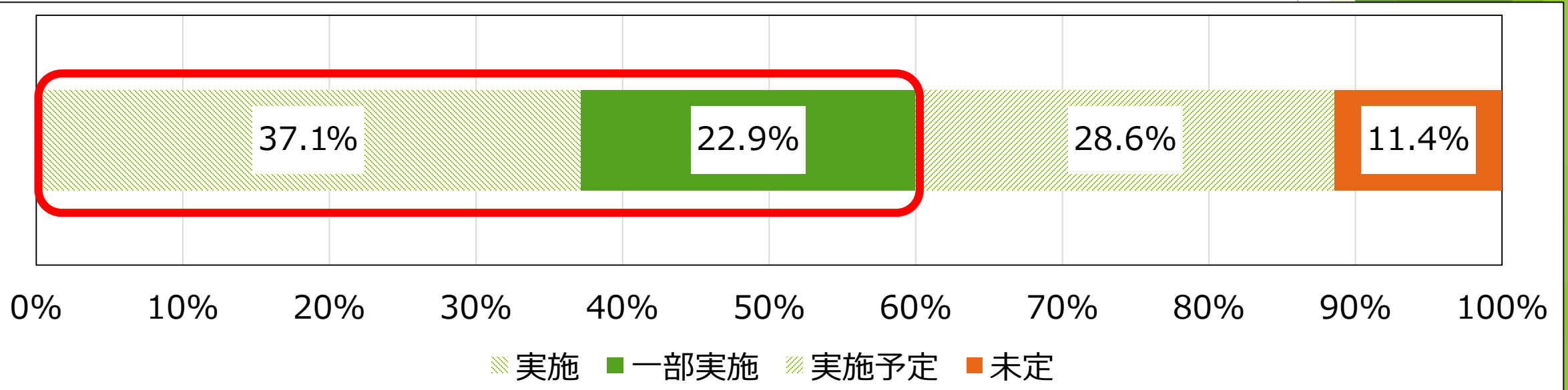
- 対象 県立学校及び県教育委員会，市町村立学校及び市町村教育委員会（仙台市除く）
- 調査時期 令和2年9月
- 調査内容 過去3年における学校防災の取組状況

- 1 大川小学校事故訴訟の確定判決での指摘に対する取組の検証**
- 2 教職員等の災害対応力の養成等**
- 3 児童生徒等の災害対応力の養成等**
- 4 地域や関係機関等との連携**

過去3年における学校防災の取組状況調査を実施

1 大川小学校事故訴訟の確定判決での指摘に対する取組の検証

教育委員会として、所管の学校園の避難訓練を訪問し、二次・三次避難場所や避難経路が適切であるかを実地調査し、不備があれば学校園に是正を指示・指導している。

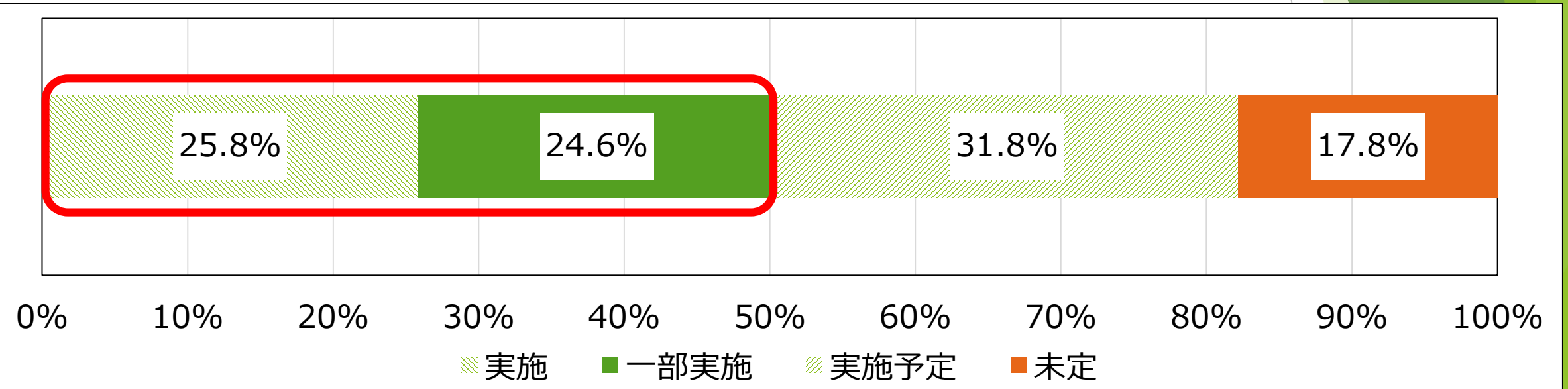


所管の学校園の二次・三次避難場所や避難経路が適切かを実地調査し、不備の是正を指導している教育委員会は、一部実施を含めると6割となっている。

過去3年における学校防災の取組状況調査を実施

2 教職員等の災害対応力の養成等

学校として、管理職や担当者不在などにより限られた教職員のみであっても、児童生徒の安全を確保するための訓練を実施している。

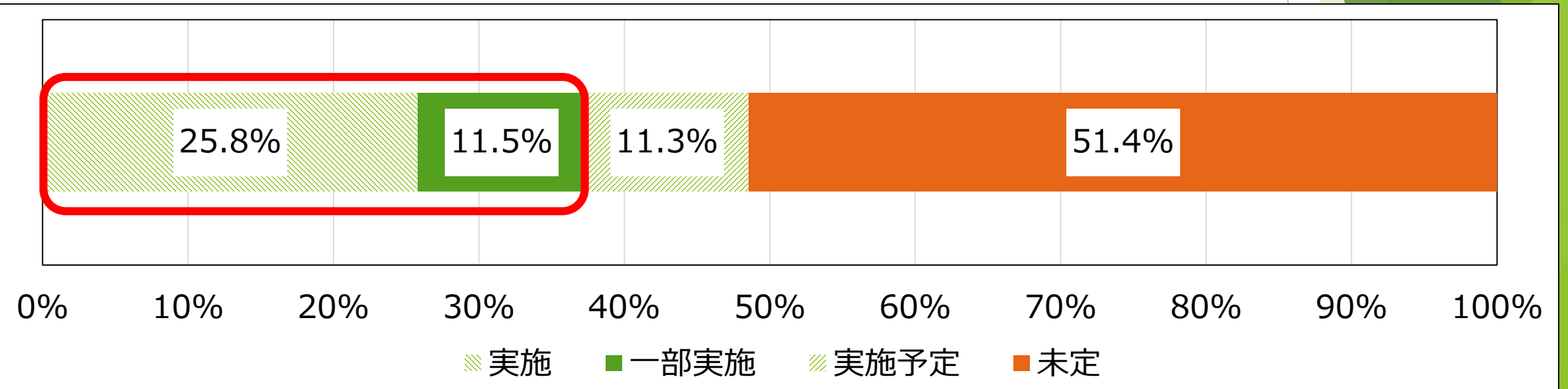


管理職や担当者不在時を想定した訓練を実施している学校は、一部実施を含めても5割にとどまっている。

過去3年における学校防災の取組状況調査を実施

3 児童生徒等の災害対応力の養成等

学校として、これまでの災害等による被災地域や震災遺構の見学等を学習に取り入れている。

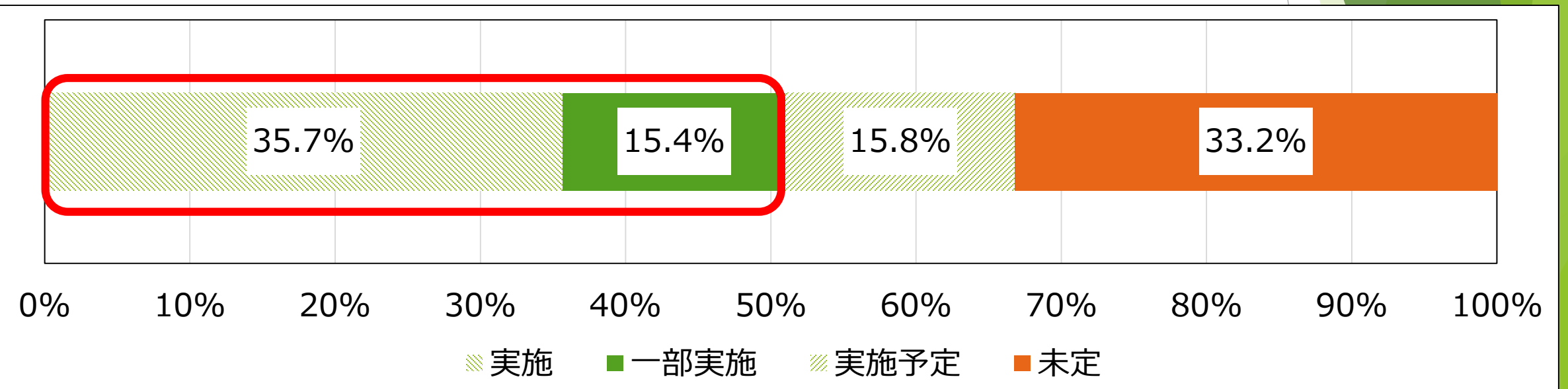


被災地域や震災遺構の見学等を防災学習に取り入れている学校は、一部実施を含めても4割弱にとどまっている。

過去3年における学校防災の取組状況調査を実施

4 地域や関係機関等との連携

学校として、災害時の避難方法を、地域住民とともに実際の訓練を通して確認している。



災害時の避難方法について地域住民と実際の訓練を通じ確認している学校は、一部実施を含めても5割強にとどまっている。

新たな学校防災体制の構築に向けた提言

基本方針について

- 大川小事故訴訟確定判決の指摘や、これまでの学校防災に係る取組の検証結果を踏まえ、いかなる災害にあっても、児童生徒等の命を確実に守るために必要な取組の柱として、以下の4点を基本方針として整理
- 基本方針に沿って、今後、教育委員会や学校、あるいは学校を支える地域や関係機関等それぞれが、取り組むべき方向性について、提言として取りまとめた

- 1 教職員の様々な状況下における災害対応力の強化**
- 2 児童生徒等の自らの命を守り、他者を助ける力の育成**
- 3 地域の災害特性を踏まえた実効性のある学校防災体制の整備**
- 4 地域や関係機関等との連携による地域ぐるみの学校防災体制の構築**

基本方針 1 教職員の様々な状況下における災害対応力の強化

提言のポイント

- 震災の経験が薄れていく中，学校が法的に負う「安全確保義務」の自覚や、いかなる災害でも「児童生徒等の命を確実に守る」という強い覚悟を定着させるため、学校長や教職員の防災意識をこれまで以上に高めることが必要
- 災害がいつどこにでも起こりうる状況の中、地域で起こりうる全ての災害について、学校管理下における様々な状況下での災害発生を想定しながら、不測の事態にも対応できる力の養成が必要
- いかなる危機に直面しても的確に判断し、主体的かつ適切に行動できる力が身に付くよう，教職員同士が意見を出し合い、地域の災害特性を踏まえたあるべき防災の取組等を組織として継続的に検討する研修等を行う工夫が重要

基本方針 1 教職員の様々な状況下における災害対応力の強化

今後の取組の方向性	学 校	県教育委員会・市町村教育委員会
① 管理職や若い世代の教職員等における高い防災意識の醸成		
② 教職員の災害特性等を踏まえた、高いレベルの防災知見の獲得		
③ 教職員の主体的かつ適切に行動できる能力の育成		
④ 教職員の不測の事態にも、適切に対応できる能力の育成		
⑤ 防災担当者等における防災体制等の充実強化に係る資質・能力の育成		

基本方針 1 教職員の様々な状況下における災害対応力の強化

今後の取組の方向性	学 校	県教育委員会・市町村教育委員会
<p>④ 教職員の不測の事態にも、適切に対応できる能力の育成</p>	<p>○全教職員が学校管理下における様々な状況下での災害に迅速かつ適切に対応できるよう、地域で起こりうる全ての災害について、管理職や防災担当者不在時を想定した避難訓練や、火災等の二次災害で校舎に避難できない場合を想定した避難訓練などを実施する</p> <p>○不測の事態でも、児童生徒等の命を確実に守れるよう、予告なしの訓練や、予めシナリオを提示しないブラインド型の避難訓練、加えて、訓練後の振り返りを通じたグループワークなどにより、その時々状況に応じて迅速かつ臨機応変に対応できる観察力や判断力、行動力等を養成する</p>	<p>○教職員等が上記の取組を行うための研修を実施するとともに、学校で実施する避難訓練等の参観を通じ、改善点等について指導する</p> <p>○優良事例を情報収集し、市町村教委と連携しながら各学校と共有する</p>

基本方針 2 児童生徒等の自らの命を守り他者を助ける力の育成

提言のポイント

- 震災を経験していない児童生徒等が増え、震災の記憶や関心の低下が懸念される中、被災地の訪問や地域住民との交流等を通じ、児童生徒等に震災での経験や教訓を伝え、命の大切さを学ばせることが必要
- 児童生徒等において、「自助」の観点から主体的に行動できる力を養うため、発達段階に応じ防災を自分事として捉える防災教育が重要
- 少子高齢化が進む中、将来的な地域防災の担い手の育成が求められており、「共助」や「公助」の意識醸成に加え、地域の一員としての自覚を持って地域防災に積極的に参加する行動力の養成も必要

基本方針 2 児童生徒等の自らの命を守り他者を助ける力の育成

今後の取組の方向性	学 校	県教育委員会・市町村教育委員会
① 児童生徒等の発達段階に応じた防災教育の推進		
② 「命を守る」意識の醸成		
③ 防災への関心を継続的に高める取組の推進		
④ 地域の災害特性と、とるべき行動の理解を促す防災教育の実施		
⑤ 防災を自分事として捉え、的確かつ適切に状況判断し行動できる力の育成		
⑥ 将来的な地域防災の担い手育成		

基本方針 2 児童生徒等の自らの命を守り他者を助ける力の育成

今後の取組の方向性	学 校	県教育委員会・市町村教育委員会
<p>⑥ 将来的な地域防災の担い手育成</p>	<p>○他者を助け，地域の一員として地域防災に貢献する共助や公助の力が身に付くよう，学校の防災教育に地域の防災活動への参加を取り入れる</p>	<p>○中高生に対し，防災指導員養成講習や防災ジュニアリーダー養成研修等への積極的な受講を促し，地域防災の将来的な担い手づくりを支援する</p>

基本方針 3 地域の災害特性等を踏まえた実効性のある学校防災体制の整備

提言のポイント

- 学校は、地域の災害特性等について継続的に最新の知見を得るとともに、火災等の二次災害や、管理職や防災担当者が不在時の災害対応など、不測の事態にも対応できる防災体制を構築することが必要
- その際、残された教職員で児童生徒等に対し、適切かつ確実に避難指示等の指揮が行えるよう、管理職や防災担当者のみならず、全ての教職員が組織的に対応できる体制を整備することが不可欠
- 教育委員会は、学校における防災体制がより強固なものとなるよう、各自治体の防災部局や防災関係機関、大学等と連携しながら、学校における取組の指導や支援を行うことが必要

基本方針 3 地域の災害特性等を踏まえた実効性のある学校防災体制の整備

今後の取組の方向性	学 校	県教育委員会・市町村教育委員会
① 地域の災害特性等の把握		
② 不測の事態に備えた学校防災体制の整備		
③ 学校の事前防災に係る点検及び不備の是正		
④ 学校防災体制等に係る客観的な課題の検証		
⑤ 学校の取組に対する支援等		
⑥ 災害時における防災担当者による災害対策支援		

基本方針 3 地域の災害特性等を踏まえた実効性のある学校防災体制の整備

今後の取組の方向性	学 校	県教育委員会・市町村教育委員会
<p>④ 学校防災体制等に係る客観的な課題の検証</p>	<p>○学校長及び防災担当者は、災害時に避難行動が確実に行われるよう、児童生徒等の役割設定による教職員のみでの避難訓練や、第三者による避難訓練の評価等を通じ、学校防災マニュアル等の実効性や課題を客観的に検証し、継続的な改善につなげる</p>	<p>○県教委は、避難訓練等を通じた学校防災マニュアル等の改善が適切に行われるよう、ガイドラインの作成等により学校の取組を支援する</p> <p>○県教委及び市町村教委は、各学校が地域の災害特性やあるべき取組を検討・共有できるよう、防災担当者によるワーキンググループ等を通じ、防災教育や校内研修等の企画、学校防災マニュアルの相互点検等の取組を支援する</p>

基本方針 4 地域や関係機関等との連携による地域ぐるみの学校防災体制の整備

提言のポイント

- 児童生徒等は、学校よりも家庭を含め地域にいる時間の方が長いことから、学校防災の取組について、家庭や地域住民の共通理解や協力が不可欠
- 学校は地域の防災拠点としての重要な役割を担っており、地域住民も学校との連携を深めることが必要。また、自主防災組織の活性化や新たな担い手確保等の観点から、児童生徒等に地域の一員として積極的な参加を促すことが重要
- 日頃から学校と地域が、各自治体の防災部局や防災関係機関、大学などの協力を得ながら連携・協働体制を構築し、震災の教訓や地域の災害特性等に係る知見を共有するとともに、学校と地域が軌を一にし、地域ぐるみで防災マニュアルの見直しや防災訓練などの取組を継続的に行うことが重要

基本方針 4 地域や関係機関等との連携による地域ぐるみの学校防災体制の整備

今後の取組の方向性	学 校	県教育委員会
① 地域の災害特性等に係る知見の共有		
② 地域と連携した学校防災に係る実効性の確保		
③ 関係機関との協働による学校と地域の連携に対する支援		
④ 地域ぐるみの学校防災に係る優良事例の創出や普及等		
⑤ コミュニティ・スクール等を通じた継続的な連携・協働体制の構築		

基本方針 4 地域や関係機関等との連携による地域ぐるみの学校防災体制の整備

今後の取組の方向性	学 校	県教育委員会
<p>② 地域と連携した学校防災に係る実効性の確保</p>	<p>○いかなる災害にも地域住民と一体となって迅速かつ適切に対応できるよう、地域住民の意見も取り入れながら防災マニュアル等を作成・見直しし、登下校中の対応も含め地域住民と共有する</p> <p>○市町村の指定緊急避難場所や指定避難所とされている学校においては、その位置付けや災害時の運営方法等について、防災部局や地域住民と確認する</p> <p>○地域住民や防災部局、関係機関等と連携し、地域の防災訓練とあわせた避難訓練や避難所開設訓練等を実施する</p> <p>○その際、不測の事態において迅速かつ臨機応変に対応できる判断力や行動力等を地域住民とともに身に付け、災害対応の実効性を高められるよう、予告なしや予めシナリオを提示しないブラインド型による避難訓練、あるいは訓練後の振り返りによる改善点を共有する</p>	

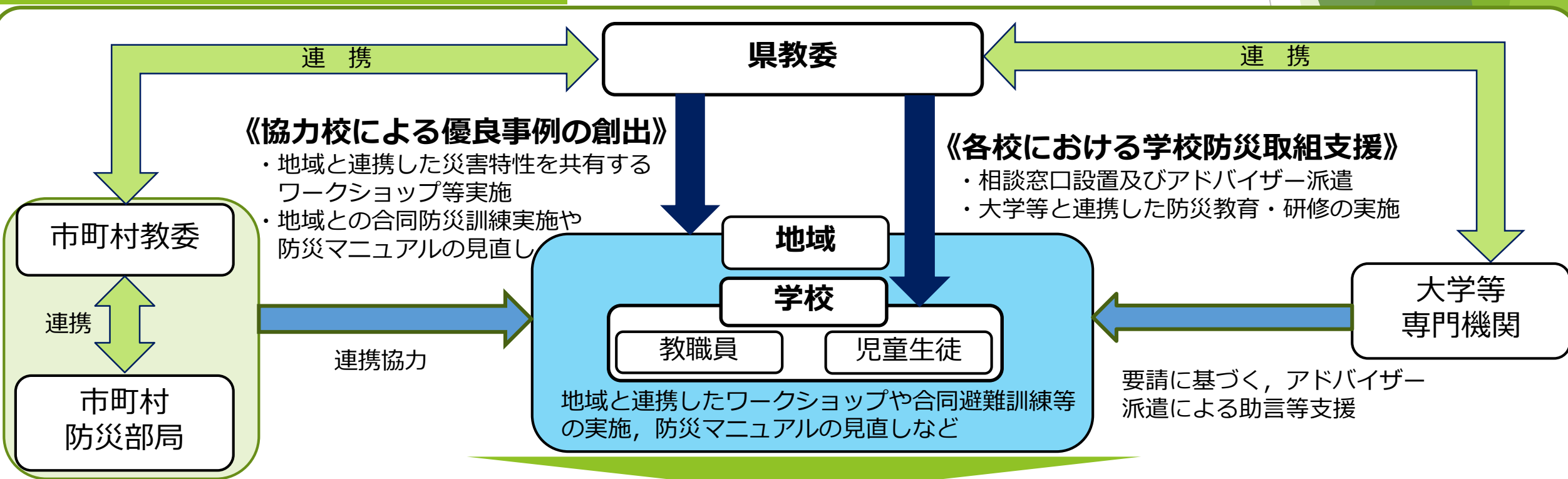
令和3年度からの新たな取組について

教職員の被災地訪問型研修会

被災地を実際に訪問することにより、東日本大震災当時の状況を深く理解し、子供たちの命を守る「宮城県の教職員」としての高い防災意識を醸成するとともに、防災に関し身に付けておくべき知識・技能を習得する。

対象：令和2年度から実施の新任校長に加え、令和3年度以降は全ての新規採用教職員に拡充（予定）

地域連携型学校防災体制等構築推進事業



児童生徒の命を守る新たな学校防災体制の構築へ

御清聴ありがとうございました

宮城県学校防災体制在り方検討会議報告書

「子供たちの命を守る新たな学校防災体制の構築に向けて」のURLはこちら↓

<https://www.pref.miyagi.jp/uploaded/attachment/824803.pdf>



宮城県教育委員会
防災教育マスコットキャラクター
「まもっぺい」

QRコードはこちら↓

